

北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年四月二十五日

有田芳生

参議院議長 山崎正昭殿



## 北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する質問主意書

「平壤・龍山会」が平成二十六年四月十一日に結成されました。この団体は北朝鮮の平壤近郊の龍山墓地に埋葬された日本人の遺族や関係者が集まって作られたものです。平成二十四年十月には第一回の墓参を十六人の参加で行っています。この墓地に関連する問題について、以下質問します。

一 当時この地域に暮した日本人が、墓地に埋葬された二千四百二十一人の名簿を作成、帰国しています。政府は龍山墓地の埋葬者について何人と把握していますか。

二 ここに埋葬された日本人はどのような人たちですか。民間人ですか軍人ですか。その周辺で暮していた日本人なのか、敗戦時に旧満州から帰国途中の日本人なのか。その詳細をお示し下さい。

三 「平壤・龍山会」は遺族を探し、墓参と遺骨収集事業を進める予定だといっています。政府は遺族の名簿を保持していますか。

四 政府は「平壤・龍山会」の遺族探しに何らかの協力をする予定がありますか。ある場合には、どのような方法が可能ですか。ない場合には、それはなぜですか。

五 政府は北朝鮮に埋葬された日本人の墓参と遺骨収容事業をどのように進めるつもりですか。また、その

過程において遺族や関係者から意見や要望を聞く予定はありますか。見解をお示し下さい。

右質問する。